

令和3年度6月補正予算(専決処分)の概要

■一般会計補正予算(第4号)

補正額 8,412万8千円の追加

補正後予算総額 413億9,313万8千円

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるため、『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』を支給することが国において決定され、緊急に予算を措置する必要があったため、専決処分により追加計上しています。

財源については、国庫支出金で対応しています。

【歳出】3款 民生費

◆ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費及び事務費等

8,412万8千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対し、『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』を支給するため、給付金と給付に伴う事務費等を計上しています。

【福祉支援課】【総務課】

○支援金：8,106万円 327世帯分を想定し、最大3か月分で積算

- ・単身世帯：101世帯×6万円×3か月分
- ・2人世帯：82世帯×8万円×3か月分
- ・3人以上世帯：144世帯×10万円×3か月分

○事務費等：306万8千円

【歳入】15款 国庫支出金

◆ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 8,106万円

◆ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務費 306万8千円

【福祉支援課】

※専決処分日；令和3年6月30日